

## 第5章 歴史文化遺産の保護と活用に関する事項

### 第1節 文化財の保存・活用の現状と今後の方針、具体的な計画

市内には、国・府指定等文化財や市指定文化財として、国25、府6、市27の総計58件があり、その全てが重点区域内に存在している。

これら指定等文化財については、文化財保護法、京都府文化財保護条例や向日市文化財保護条例に基づき、保護措置を講じるとともに、所有者や管理者などに適切な保存や管理に関する指導や助言を行っている。

有形文化財・有形民俗文化財のうち、文化財の指定などがなされているのは、向日神社本殿やそれらを取り囲む13棟の建物、中小路家住宅、須田家住宅、南真経寺本堂・開山堂、北真経寺本堂で、宗教学法人や個人で所有・管理されている。その多くは、府指定・登録の文化財である。

今後も上記の法令などに基づき適切な保存や管理を行い、所有者、管理者などと連携のもと、保存や修理、旧状を踏まえた整備を推進する。

市指定文化財については、向日市史編纂時の調査や向日市文化資料館などが実施した調査の成果を活用するとともに、さらに調査の充実を図り、積極的に指定を進め、適切な保護を図る。

建造物は、個人所有などの文化財についても原則公開されている。

その他の建造物についても、確実な保護のため、現状の調査・診断を進め、所有者・管理者などとの協議のもと、計画的な保存修理を行っていくものとする。

さらに、対象の文化財に適した活用方策などを所有者はじめ近隣住民などと協働して検討を進めていく。

記念物は、市が管理団体となって保存や管理を行っているものがほとんどであり、特に史跡長岡宮跡は、面積15,686.45㎡であり、そのうち、85.29%を公有化して管理している。今後においても引き続き、史跡長岡宮跡及び史跡乙訓古墳群の拡充・拡大と公有化の促進に努める。

また、向日神社などのその他の指定文化財などと有機的に連結し、散策路の整備や沿道の案内板設置などの環境整備を推進することでネットワーク化を図る。

埋蔵文化財は、旧石器時代～近世「向日町」に至る遺跡が重層的に包蔵されている。埋蔵文化財包蔵地としては、95か所を数える。中でも、阪急東向日駅以南には、長岡京跡が所在している。

本市に占める長岡京跡は市域の19.80%にあたり、宮域全体と左京域の重要部分を占めている。これらの部分を含んだ市内において、京都、大阪の近郊都市圏の住宅都市として開発圧力が高く、個人住宅の新築や改築、小規模の開発などが多く計画されている。

これらの開発などに対し、事前に緊急発掘調査や遺跡範囲確認調査などを実施する。調査の結果、重要な遺構などが検出された場合には、その保存について資料を作成する。また、埋蔵文化財の緊急発掘調査が、通年、複数箇所で開催されており、今後も現地説明会、速報展示などを通じて地域の歴史文化の普及活動を行う。

無形民俗文化財のかいでだいもくおどり鶏冠井題目踊については、文化庁の平成20年度(2008)ふるさと文化再興事業地域伝統文化伝承事業を活用し、映像記録などを作成した。この映像記録などは「記録編」「継承教材編」「広報普及編」と「楽譜本」である。なお、映像資料については、市ホームページで広く公開している。

また、タケノコ栽培と竹林の保全については、前述した文化庁の事業を活用し、技術伝承のため、映像記録「京たけのこ～伝統の『京都軟化式栽培法』～」と記録集「おとくに乙訓の竹の子栽培」を作成した。

なお、他の民俗文化財についても、一般的な映像記録を作成しているが、無形文化財の中には、詳細な記録がなされていないものもあり、保存団体などと連携して記録作成を行い、後継者育成を図るほか、記録作成や市民に対する普及啓発を推進するなど保存継承に努める。

未指定の文化財は、文化財の現状を把握し、保護が必要なものや緊急を要するものなのか調査を行い、必要に応じて文化財指定などの保護措置を講じる。指定に至らない文化財についても、その所有者や管理者、また、行事や伝統工芸などの実施団体や保存会などと緊密に連携し、適切な支援を図る。

また、未指定であってもこれまでの調査などで歴史的価値が明らかになっている歴史的建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定などを行い、保存・活用を図る。

京都府内には、文化財の所有者、管理者の意識向上や情報共有のため組織化された「京都府文化財所有者等連絡協議会」がある。本市の一部所有者、管理者は既に参加済みであるが、全参加を積極的に推進するとともに、連携して保存、活用を図るため、所有者、管理者の連絡調整を密に行っていく。

文化財の調査については、多くの市民とともに総合的に把握、調査の活動を展開していく。

今後も、引き続き、文化財の周辺環境も含めて保存活用の検討を行い、文化財指定の有無を問わず、文化財を市民の遺産として守り育てることが豊かな生活につながるという市民意識の醸成を図る。

- ・ 史跡長岡宮跡保存活用事業（昭和 56 ～令和 6 年度）
- ・ 史跡乙訓古墳群保存活用事業（平成 26 ～令和 6 年度）
- ・ 情報案内板設置事業（平成 23 ～令和 6 年度）
- ・ 歴史的建造物（須田家住宅）活用事業（平成 27 ～令和 6 年度）
- ・ 長岡京を活かしたまちづくり等支援事業（平成 28 ～令和 6 年度）
- ・ 地域歴史ボランティア養成事業（平成 28 ～令和 6 年度）
- ・ 市民歴史活動連携事業（平成 24 ～令和 6 年度）

## 第 2 節 文化財の修理（整備）に関する方針、具体的な計画

文化財は、適切な保存が図られるよう、所有者、管理者が日常管理・点検を行うことで、損傷の早期発見に努めることが重要である。

文化財の保存修理（整備）が必要な場合は、文化財の価値を損なうことなく損傷箇所などの修理（整備）を行う必要があることから、詳細な調査を行うと同時に、文化財の価値の所在を明らかにし、文献などに基づいた適切な修理（整備）による文化財の価値の維持を図りつつ、計画的に実施する。

文化財の修理や整備、現状を変更する事業などの実施にあたっては、文化財保護法、京都府文化財保護条例、向日市文化財保護条例に基づき、現状変更許可申請を行い、それぞれの許可権者の許可を受けて行う。その際には、文化財の価値を損ねないよう所有者などに適切な指導・助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図る。

また、文化庁や京都府教育委員会などの関係機関と連携しつつ、必要に応じて有識者の意見聴取を行い、調査に基づき、適切な工法による修理や整備を行っていく。

修理状況が公開できるものは、説明会や内覧会などの機会を設け積極的に公開し、修理技術などの市民への普及啓発を図る。

未指定文化財の修理は、必要に応じて調査などを実施し、価値を毀損することがないように所有者、管理者との連携を密にする。また「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」を活用するとともに、本市の「向日市文化財保護事業補助金」などで支援することにより、所有者、管理者の負担軽減に努める。

重要文化財が所在する向日神社は、地震や豪雨、落雷、台風などの災害、老朽化による経年劣化やアライグマなどによる損傷により、小規模な修理が行われている。

平成 30 年 (2018) に創建 1300 年を迎えることから、所有者と連携し、計画的な保存修理、活用を検討する。



写真 5-2-1 文化財建造物の修理 (南真経寺)



写真 5-2-2 文化財建造物修理現場の公開 (北真経寺)

- ・向日神社周辺整備事業 (平成 25 ～ 28 年度)
- ・歴史的建造物 (須田家住宅) 活用事業 (平成 27 ～令和 6 年度)

### 第 3 節 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針、具体的な計画

本市では、長岡京遷都 1200 年を記念し、昭和 59 年 (1984) 11 月 3 日に開設された向日市文化資料館において「長岡京の歴史と文化」をメインテーマにした常設展示を行っている。長岡京以外の歴史文化についても、特別展、企画展、速報展示などを実施している。

また、平成 22 年 (2010) 6 月 22 日に史跡長岡宮跡朝堂院地区の史跡整備の一環として設置した案内所においても、史跡に関する展示などを行っており、文化財の保存・活用の拠点施設として機能している。

これらの施設を有効に活用し、企画の充実を図るとともに、一層の連携を深め、一体的な情報発信に取り組むこととする。

特に、歴史・文化の拠点施設である文化資料館においては、設置から時間を経て古くなっているものもあることから、効果的な文化財の保存・活用を図るため施設の改修や整備などについても進めていく。

その他、市内の展示施設としては、法人社屋内の展示が2件（以下「法人展示」という。）、学校エントランスの展示が6件（以下「学校展示」という。）、公共施設内の展示が2件の合計10件である。

法人展示は、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査により、同地から出土した遺物などを開発者の理解と協力により実現できたものである。また、これらの法人展示は、恒久的ではないため、今後とも継続して協力を求めるとともに、新たな開発などに伴う法人展示件数の増加を検討していく。

学校展示は、校区等の文化財を紹介した展示である。今後も、校区、地域に根ざした特色ある展示を行い、地域学習などの総合的な学習に寄与する展示を実施していく。

公共施設展示は、法人展示同様、施設建築に伴う埋蔵文化財発掘調査により、同地から出土した遺物や検出した遺構を復元展示したもので、市民体育館、市民温水プール内に設置している。これらの施設は、利用者も多いことから、既存展示のリニューアルや新たな展示コーナーの増床について検討していく。

関係施設がさらに連携を深め、文化財の資料収集や調査研究を推進するとともに、施設機能の充実と公開活用を図る。

また、市内には、文化資料館と隣接して、京都府埋蔵文化財事務所、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが設置されている。これらの組織では、文化資料館で毎年、府内の埋蔵文化財発掘調査成果の展示を実施している。

加えて、市内の歴史・文化資源は、市民などの憩いの場ともなっているため、スムーズな回遊ができるよう、これらをつないだネットワークの強化を図る。

特に向日神社や史跡長岡宮跡、史跡乙訓古墳群、竹の径などは、散策する人々が滞在、休憩できる場所となっている。今後は、これらを核として、沿道や最寄り駅、国道などの主要道路から、市民や



写真 5-3-1 イタズラによる案内板の毀損



写真 5-3-2 案内板の修繕



写真 5-3-3 文字が退色した案内板



写真 5-3-4 案内板の板面入れ替え

来訪者がより文化財の存在と価値を認識することができるよう、道路標柱の設置を行うとともに、統一的でわかりやすい情報案内板、トイレやベンチなどの便益施設などの整備を図っていく。

- ・ 史跡長岡宮跡保存活用事業（昭和 56 ～令和 6 年度）
- ・ 史跡乙訓古墳群保存活用事業（平成 26 ～令和 6 年度）
- ・ 向日市文化資料館整備事業（平成 26 ～ 29 年度）
- ・ 情報案内板設置事業（平成 23 ～令和 6 年度）
- ・ 歴史資源回遊性向上施設整備事業（市民ふれあい広場など）（平成 27 ～ 30 年度）
- ・ 歴史文化交流拠点整備事業（平成 25 ～令和 2 年度）
- ・ 長岡宮跡道路美装化事業（平成 28 ～令和元年度）

#### 第 4 節 文化財の周辺環境の保全に関する方針、具体的な計画

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して周辺環境の保全を図る必要がある。

史跡長岡宮跡や向日神社周辺は、第一種低層住居専用地域が指定されている場合が多く、これらの地域は都市計画法で建築物などの高さが 10 m に制限されており、周辺環境の保全が図られている。

京都と大阪を結ぶ交通の要衝である本市は、高度経済成長期に急激な市街化を招いた。今後も、大都市に隣接する高い利便性から、市内各所で開発が進んでいくことが予想される。

このような状況の中で、都市計画法に基づく高度地区の指定による建築物の高さ制限や、独自のルールとなる「向日市まちづくり条例」を制定し、周辺環境の保全に努めることとしたところ、同条例に基づく認定団体によって、歴史的風致を活用した趣のある取組みが行われている。

今後も、史跡長岡宮跡をはじめとした地域の貴重な文化財を守り、育み、活かしていくため、これまでの取組みを継続するとともに、さらに都市としての風格を高め、向日市らしい景観を形成、保全する総合的な指針として、景観法に基づく「向日市景観計画」の策定に取り組んでいるところである。

なお、策定中の景観計画では歴史的景観を位置付け、「悠久の歴史を活かす」とし、歴史を感じる神社・仏閣・古墳・遺跡などの過去を偲ばせる空間の適切な保全に努めることを検討している。

- ・ 西国街道整備事業（平成 27 ～ 30 年度）
- ・ 竹の径<sup>みち</sup>景観保全事業（平成 12 ～令和 6 年度）
- ・ 桜の径<sup>みち</sup>景観保全事業（昭和 40 年代～令和 6 年度）
- ・ 歴史的石碑・常夜燈保全活用事業（平成 27 ～ 28 年度）

市民と事業者、行政の相互が「良好な景観の形成を通じて地域を良くしていく」という共通認識のもと、基準づくり、仕組みづくりを進め、都市計画の目標である

「緑と歴史にまつまれた美しいまち  
むこう」

を協働により実現していきます。



<協働による景観まちづくりのイメージ>

**“市民の手による景観づくり”**

**【自然的景観】**

竹の径のかぐやのタペ



**【歴史的景観】**

向日神社の絵灯路



**【市街地景観】**

西向日の桜の植樹祭



図 5-4-1 向日市景観計画 基本理念

## 第5節 文化財の防災・防犯に関する方針、具体的な計画

文化財を含め、古い建築物などは、火災や地震、盗難などにより滅失毀損すれば再び回復することが不可能になる場合が多い。

本市では、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、重要文化財などが所在する建造物において、乙訓消防組合消防本部、教育委員会が連携し、文化財の管理状況について、立入検査などの予防上の査察と指導を行っている。また、乙訓消防組合消防本部、同向日消防署、地元消防団、教育委員会が連携し、消防訓練を実施している。

今後もこれらを継続するとともに、所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、盗難などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密に図る。

火災に対する対応は、日頃から定期的な見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などと連携を図る。万が一、火災が発生した場合でも、迅速な対応ができるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、新設や更新を行うとともに、現況調査に基づく「向日市地域防災計画」〔平成29年(2017)3月修正〕に基づき対応することを基本とする。

なお、市内の建造物で指定等文化財については、自動火災警報・報知設備の設置が完了しているが、引き続き、指定建造物については、文化財の火災などからの被害を少なくするため、消防法で義務化された自動火災報知設備や消火器具の定期点検などの維持管理、機器の更新を図る。消防法に基づく設置義務者には、この経費について、向日市文化財保護事業補助金交付規則に基づき一部を補助する。

その他の文化財建造物については、上記に準じ、機器の新設や更新を促す。

また、消防署や地元消防団と連携し、定期的に施設や機器などを巡回・点検し、非常時における防火設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取組みを通じて日常の防災意識の向上を促進する。

地震災害に対する対応は、文化財の耐震状況を把握し、耐震対策などを検討する。

地震、豪雨、台風、大雪など自然災害に対する対応についても「向日市地域防災計画」に基づき対応することを基本とする。

盗難や意図的な毀損などの行為に対する対応は、防犯対策を警察署などと連携し、巡回、点検の強化や地域との情報の共有化を推進し、防犯性能の高い錠への付け替えを薦めるなどの対策を促進する。

アライグマをはじめとする野生生物に対する対応は、設備設置を勧めるなどの対策を促進する。

また、個別の文化財台帳と、平成25年(2013)に京都府教育委員会が作成された「文化財防災対策連携事業に係る『文化財情報データベースカード』」に基づき事故などの根絶を図るよう、所有者、管理者、関係機関、市民の協力を得るようにする。



写真 5-5-1 文化財建造物の火災



写真 5-5-2 文化財建造物への放火



写真 5-5-3 消防訓練



写真 5-5-4 消防立入検査



写真 5-5-5 自動火災報知器点検消防訓練



写真 5-5-6 広報普及



写真 5-5-7 自然災害



写真 5-5-8 動物災害

- ・ 向日神社周辺整備事業（平成 25 ～ 28 年度）
- ・ 歴史的建造物（須田家住宅）活用事業（平成 27 ～ 令和 6 年度）

## 第 6 節 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針、具体的な計画

本市における文化財の普及啓発に関しては、本市がスマートフォンやタブレット端末を使い、古代の建物などを復元し、自分の目の前に長岡宮が存在しているかのような体験ができる「史跡長岡宮跡復元・体感アプリケーション『AR長岡宮』」を無料で配信するほか、向日市文化資料館が主催する各



種の講座や講演会、教育委員会が公益財団法人向日市埋蔵文化財センターに委託して実施する物集女車塚古墳石室公開や朝堂院公園案内、古代衣装体験事業、講座、スタンプラリー、同財団が主催する考古学教室などの普及・啓発活動が活発に展開されている。

今後こうした取組みを継続するとともに、向日市文化資料館を含め共同で展示会や講座、子ども向け文化財教室などを開催するなど連携を深め、文化財に関する普及・啓発を推進する。長岡宮跡をはじめとした拠点となる施設、場所においては、市民や来訪者の学習、文化、憩い、観光レクリエーションなどの場としての整備活用につなげていくことを検討していく。

また、平安京の置かれた隣接の京都市と連携した事業の展開を推進するとともに、外部機関などの講演会や研究会を誘致し、一般公開部分を設けることで市民が向日市の歴史的価値の認識、理解を深める場の提供を図る。

さらに、発掘調査や建造物修理現場の説明会を積極的に実施し、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。

加えて、早い段階から地元の文化財に対する理解と愛着を深め、伝統文化や伝統行事の担い手の発掘、育成を見据え、現在も行っている市内の小・中学校、高等学校への出前授業の取組みを継続するとともに、関連施設の見学や体験学習などの一層の拡大に努める。

市民の活動としては、まちづくり団体を中心に、市内にある文化財をはじめ、寺社や民家などの建造物、まちなみ、伝統芸能を掘り起こし、向日市の文化財を自ら発見し育成する機運の高まりが見られることから、今後も市民と協調し、事業を継続するとともに、より多くの人々の参加を促す取組みを行っていく。

加えて、歴史・文化資源の保全に関する取組みを推進し、文化財を大切に守り育てるという認識が市民に共有されることを目指す。

また、地域に根付く行事や伝統文化の継承者を育成するために、子どもころから伝統文化を身近に感じ、愛着を育む取組みを推進するとともに、これらの伝統の保存継承に取り組む活動に対して適切な支援を講じるための仕組みを検討する。

さらに、普及・啓発活動として、教育委員会や公益財団法人向日市埋蔵文化財センター、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター、まちづくり協議会などにより、展示や講座、史跡めぐり、スタンプラリーなどが行われており、今後もこうした取組みを推進していくとともに、市民や来訪者への積極的な情報提供に努める。



写真 5-6-1 スマートフォンの活用



写真 5-6-2 古代衣装の活用

- ・長岡京を活かしたまちづくり等支援事業（平成 28 ～令和 6 年度）
- ・地域歴史ボランティア養成事業（平成 28 ～令和 6 年度）
- ・市民歴史活動連携事業（平成 24 ～令和 6 年度）
- ・発掘調査説明会事業（昭和 52 ～令和 6 年度）
- ・歴史資源調査活用事業（昭和 59 ～令和 6 年度）
- ・長岡京・平安京連携事業（平成 26 ～令和 6 年度）
- ・観光マップ作製事業（平成 26 ～令和元年度）

## 第 7 節 埋蔵文化財の取扱いに関する方針、具体的な計画

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、市内全体に 95 か所が時代ごとに重層して所在する。その面積は、7.82 km<sup>2</sup>に及んでおり、市域の面積（7.72 km<sup>2</sup>）を超える。重点区域は、ほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地となっている。

これらの包蔵地は、地域の貴重な歴史資料であると同時に、我が国の歴史や文化の成立を語る上で重要なものである。このため、包蔵地を「遺跡地図」として公開し、閲覧できるよう常備するとともに、市ホームページでの公開と「京都府・市町村共同統合型地理情報システム」との連携などにより周知を行っている。

埋蔵文化財包蔵地では、埋蔵文化財を破壊することのないよう地権者に周知しつつ、土地の開発などにあたっては、文化財部局と開発部局が緊密に連携するとともに、京都府教育委員会や京都府乙訓土木事務所などの関係機関とも一層の連携を図る。

開発などにあたっては、事業者などと事前協議を十分に行い、現地保存ができる限り可能となるよう調整を図り、やむを得ず現地保存ができない場合でも適切な発掘調査と調査成果の公開、報告書の刊行を行う。

発掘調査によって重要な遺構と判断される場合は、設計変更、文化財指定、土地の公有化などによって保存を図り、整備公開することに努める。発掘調査によって出土した遺物は、平成 18 年（2006）に策定した「向日市出土品取扱要領」に従い、分類・整理し、収蔵庫において保管・管理を行うが、重要なものについては普及・啓発のため、向日市文化資料館や小・中学校、市内公共施設などで積極的に展示する。

また、史跡指定地での計画的な発掘調査では、その目的を明確にし、現状変更許可など法令を順守し、史跡景観を破壊しないよう実施するとともに、今後も、市街地と一体となった史跡の環境を維持する。

長岡宮跡の発掘調査は、昭和 29 年（1954）に宮第 1 次調査が行われて以来、これまで 500 次を超える調査を実施し、検出遺構・遺物をもとにした研究も大きな進展をみせている。

しかし、調査は、現状変更に伴うものが大半で、調査範囲も限られているため、遺構の広がりや規模を確定できず、重要性が調査時点で充分把握できないまま調査が終了し、恒久的な構造物が建てられる箇所も少なくない。また、記録保存という形で遺構が消滅する場合もある。

遺跡は、一度失われると二度と元に戻らないことから、広大な宮跡において継続的調査を進めるとともに、調査成果に基づいて土地所有者など関係者の理解と協力を得て重要遺構の保全に努め、後世へ引き継ぐものとする。また、可能地から追加指定などによる遺跡の恒久的保存を図ることを目指す。

特に、史跡長岡宮跡は、史跡指定地の拡大を推進し、埋蔵文化財の確実な保存と活用を図っていく。

なお、歴史的風致の維持向上を図るために事業を実施する場合は、埋蔵文化財の保存に万全を期する。

- ・ 史跡長岡宮跡保存活用事業（昭和 56 ～令和 6 年度）
- ・ 史跡乙訓古墳群保存活用事業（平成 26 ～令和 6 年度）

## 第 8 節 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本市における文化財の保護・活用については、教育部文化財調査事務所に所長を含めた 3 人、同部文化資料館に館長を含めた 4 人の計 7 人を配置した体制で行っている。

今後、本計画の策定を契機に、企画広報課、広聴協働課、都市計画課、産業振興課などの関係部署と連携を取りながら、文化財の保護・活用に取り組んでいくこととする。

向日市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）は、教育委員会の諮問に応じて文化財の評価と、それらの保存と活用に関する事項について調査審議し、答申する。審議会は、学識経験者 10 人以内で構成されている。今後も審議会の調査審議を踏まえ、適切な文化財の保存・活用を図る。

また、文化財や史跡などの整備については、適正な計画と事業の実施を促進するため、事業目的に応じ、整備の際にその都度、整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置している。今後も、事業内容に応じて、検討委員会を組織し、地元との連携を図りながら、史跡の整備と活用の促進を進めていく。

## 第 9 節 文化財の保存・活用に関わる住民、各種団体に関する方針、具体的な計画

本市には、文化財の保存・活用に関わるまちづくり団体などが存在し、さまざまなテーマで積極的に活動を展開している。今後も、各活動団体が歴史文化遺産の保存と活用に主体的に関わっていけるよう、必要な情報提供などの支援を行うとともに、団体間の交流を深める行事などを計画し、各団体と行政・関係機関などが緊密に連携した体制を構築し活動の活性化を図り、活動団体の交流、ネットワーク化を推進する。

特に伝統文化などについては、現在「鶏冠井題目踊保存会」が活動しているが、その他の無形の活動についても、後継者育成を図るための保存団体の組織化を促すなど、市民全体で文化財を支えていく体制の構築に努める。

- ・ 地域歴史ボランティア養成事業（平成 28 ～令和 6 年度）
- ・ 市民歴史活動連携事業（平成 24 ～令和 6 年度）
- ・ 長岡京を活かしたまちづくり等支援事業（平成 28 ～令和 6 年度）